

第Ⅰ期一般事業主行動計画

平成28年3月28日総長裁定

1. 計画期間

(1) 計画期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 行動計画に掲げる目標

管理職に占める女性労働者の割合を13.8%以上にする。

3. 取組内容

- (1) 第3期中期計画・中期目標期間における管理職に占める女性労働者割合を向上させる目標の設定（平成28年4月～）
- (2) 女性教員の採用を効果的に促進するため、女性教員を採用した部局へのインセンティブ制度の推進（平成28年4月～）
- (3) 多様な部署への女性職員の配置拡大（平成28年4月～）
- (4) ワーク・ライフ・バランスを充実させるための時間外労働の縮減及び休暇制度の充実（平成28年4月～）
- (5) 出産等のライフイベントによる離職防止のための育児支援制度の充実（平成29年4月～）
- (6) 育児休業・育児短時間勤務等の利用に公平な評価の実施（平成28年4月～）